

津幡町被災事業者災害対策
資金利子補給支援金
申請要領

申請期間

毎年度 3月末日まで

令和 5年 10月 2日

目 次

I. 本事業の概要・交付対象	1
1. 目 的	1
2. 交付について	1
3. 支援金の額	2
II. 申請の手順	3
III. その他	4
申請先・問合せ先	4
IV. 記載例	5～7
1. 津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金	
交付申請書兼実績報告書兼誓約書(様式第1号)	5
2. 津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金	
請求書(様式第4号)	6
3. 津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金	
継続交付申請書	7

I. 本事業の概要・交付対象

1. 目的

津幡町の早急な経済活動の回復を図ることを目的として、令和5年7月の豪雨災害により被害を受けた事業者の事業再建を支援します。

2. 交付対象者

令和5年7月の豪雨災害で被災した事業者を対象とした国等が行う災害関係融資に係る支払利子に対し支援金を交付します。

交付の対象者は津幡町内で事業所を有している事業者で、以下の要件に該当する者としてします。

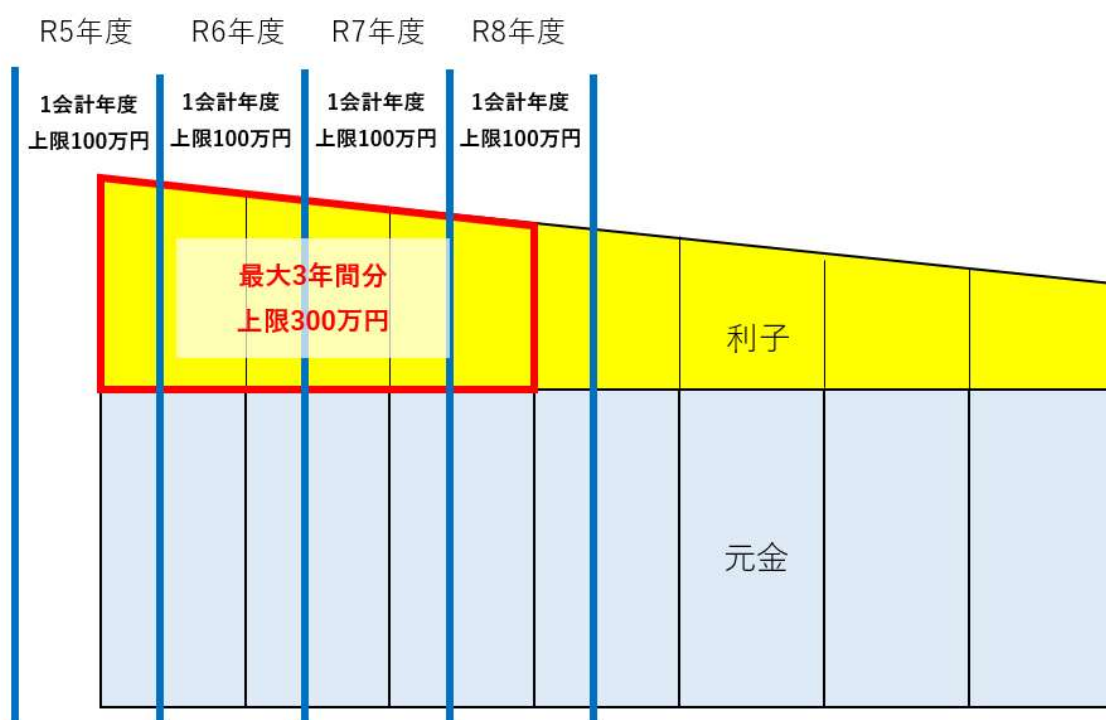
- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社及び個人
- ② 令和5年7月12日以前から町内に事業所を有していること
- ③ 町内の事業所が被災していること
- ④ 令和5年8月9日から令和6年3月31日までの期間に次の金融機関、又は団体と直接契約を結び、災害関係融資が実行されていること
 - ◆日本政策金融公庫 災害復旧貸付
 - ◆商工組合中央金庫 商工中金独自の災害復旧資金
 - ◆中小企業基盤整備機構 小規模企業共済 災害時貸付
- ⑤ 現に事業を営んでおり、今後も町内において事業継続の意思があること

以下の事業者は対象となりません

- ・ 国・県及び他の団体等から同じ目的の補助金を受けていること
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 公的な資金の用途として、社会通念上、不適切であると判断される事業
- ・ 法人格がない任意団体

3. 支援金の額

- ・ 毎年4月1日から翌年3月31日(令和5年にあつては8月9日から翌年3月31日)までの期間に事業者が支払った災害関係融資に係る利子の額の10分の10(1円単位)
※1会計年度に受け取ることができる支援金の限度額は100万円とする
- ・ 対象となる利子は、初回の利子支払い月から連続する最大3年間分、1事業者が受け取ることができる支援金の合計額は300万円までとする



Ⅱ．申請の手順

①申請するにあたり下記の書類を提出してください。

**■津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金交付申請書兼実績報告書兼誓約書
〔様式第 1 号〕**

添付書類

- ・ 災害関係融資を受けたことを証明する書類の写し、又はこれに代わるもの
- ・ 償還予定表の写し、又はこれに代わるもの
- ・ 利子の支払いを証する書類
- ・ 津幡町が交付する罹災証明書又は被災届出証明書の写し

②津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金交付決定通知書及び確定通知書が届きましたら、下記の書類を提出してください。

■津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金請求書〔様式第 4 号〕

添付書類

- ・ 振込口座の金融機関名、本・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し

申請期限：毎年度の 3 月末日まで

Ⅲ. その他

1. 債務の継承による継続交付について

申請者の債務を引き受けた者（継承者）が次のいずれかに該当する場合は、支援金を継続して申請することができます。

- 1 申請者が個人であって、当該申請者又はその親、配偶者、子、兄弟、姉妹もしくは孫を代表者として新たに設立された法人で同一業務を引き継ぎ営むとき
- 2 申請者の親、配偶者、子、兄弟、姉妹又は孫で、申請者と同一事業を引き続き営むとき
- 3 申請者が死亡した場合であって、事業者の親、配偶者、子、兄弟、姉妹、又は孫が、相続人として申請者と同一事業を引き続き営むとき
- 4 申請者が法人であって、法人が組織変更の議決により、経営形態の異なる法人に組織を変更した場合で、変更前の代表者と変更後の代表者が同一の法人であるとき
- 5 申請者が法人を解散し、経営形態の異なる法人を新たに設立した場合で、変更前の代表者と変更後の代表者が同一の法人であるとき
- 6 申請者が法人であって、当該法人が合併して同一事業を引き続き営む場合で、旧法人の代表者と新法人の代表者が同一の法人であるとき

継承者が支援金を継続して受けようとするときは、関係書類を添えて津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金継続交付申請書(様式第5号)を提出してください。

2. 支援金の取り消しについて

支援金の交付を受けた者が書きに該当するときは、支援金の全部又は一部の交付を取り消すことがあります。

- 1 支援金の交付を申請したときに実施していた事業を継続しなくなったとき
- 2 交付対象となる融資に係る金銭消費貸借契約、又はこれに代わる規約等に基づく償還期限の利益を喪失したとき
- 3 偽りの申込みによって融資を受け、又は偽りの申請によって支援金の交付決定を受けたとき
- 4 支援金の交付決定を受けた者が暴力団等に該当するに至ったとき
- 5 この要綱に定める事項に反する、又は町長の指示に違反したとき

【申請先・問い合わせ先】

〒929-0393

石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

津幡町産業建設部商工観光課

TEL:076-288-6120 FAX:076-288-6470

E-mail:shoukou@town.tsubata.lg.jp

IV. 記載例

■津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金交付申請書兼実績報告書兼誓約書

〔様式第1号〕

※消せるボールペンは使用しないでください。

様式第1号（第6条関係）

（宛先）津幡町長

提出日を記入

令和○年 ○月 ○日

「担当者」の欄には申請の事務を行っている人の名前を記入してください。代表の方が事務を行っている場合でも、必ず両方の欄を記入してください。

※「同上」や「〃」など省略して記入することはできません。

（申請者）

所在地 920-0393 津幡町字加賀爪二3番地
事業者名、屋号 つばた商店
代表者氏名 （役職）代表
（代表者氏名）津幡 太郎
担当者名 津幡 花子
連絡先 076-288-6704

津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金
交付申請書兼実績報告書兼誓約書

津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金について、津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請金額 123,456 円 （令和○年 ○月 から令和○年 ○月分）
2. 被災事業所の所在地 津幡町加賀爪二3番地
3. 添付書類 1. 災害関係融資を受けたことを証明する書類の写し又はこれに代わるもの
2. 償還予定表の写し又はこれに代わるもの
3. 利子の支払を証する書類
4. 津幡町が交付する罹災証明書又は被災届出証明書

関係書類を忘れずに添付してください。

誓約書

津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金の申請に際し、記載内容に偽りはありません。本要綱第4条第2項及び第10条第1項に定める場合又は、その他町長が支援金の交付が不適当と認めた場合に、交付決定の取消、支援金の返還等に応じます。

代表者氏名（自署または記名押印） 津幡 太郎

印

申請者(代表者)の自署または記名押印をお願いします。

■津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金請求書〔様式第4号〕

※消せるボールペンは使用しないでください。

振込先口座を確認できる通帳の写しを添付してください。

様式第4号（第8条関係）

日付は記入しないでください

— 年 — 月 — 日 —

（宛先）津幡町長

所在地	津幡町字加賀爪二3番地
事業者名、屋号	つばた商店
役職	代表
代表者氏名	津幡 太郎

津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金請求書

津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金として、次の金額を津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金交付要綱第8条の規定により請求します。

支援金請求額 金 123,456 円

口座情報は正確に記載してください。誤りがあると支援金の支払いができません。

振込先

金融機関名	支店名	預金種別
〇〇銀行	△△支店	普通・当座
口座番号	口座名義（カナ）※申請者名義の口座に限る	
1234567	ツバタショウテン	

	（事業者名、屋号）	（役職）	（氏名）	連絡先
発行責任者	つばた商店	代表	津幡 太郎	076-288-6704
担当者	つばた商店	事務担当	津幡 花子	090-1234-5678

「発行責任者」の欄には代表者を、「担当者」の欄には申請の事務を行っている方をそれぞれ記入してください。

代表の方が事務を行っている場合でも、必ず両方の欄を記入してください。

※「同上」や「〃」等、省略して記入することはできません。

(継承者が継続して支援を受けるときのみ使用)

■津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金継続交付申請書(様式第5号)

様式第5号(第9条関係)

※消せるボールペンは使用しないでください。

提出日を記入

令和○年 ○月 ○日

(宛先) 津幡町長

所在地	津幡町字加賀爪二3番地
事業者名、屋号	つばた商店
役職	代表
代表者氏名	津幡 一男

津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金継続交付申請書

津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金の交付対象となる災害関係融資については、次の理由により債務を継承し、津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金交付要綱第9条第1項第2号に該当しますので、同条第2項の規定により申請します。

継承の理由

親から事業を引き継いだため

4ページ、Ⅲ.その他 1. 債務の継承による継続交付についての中から該当する番号を記入してください。

※その他、上記内容を証するに必要な書類を提出してください。
(債務を継承したことを証する書類や会社の約款など)